

【資料 1】

介護事業所向け 被災後を想定した在宅療養支援における留意点

令和 6 年 月 日

東京都北区在宅療養推進会議

はじめに

この冊子は在宅療養者が被災したときのことを想定し、在宅療養者の生命を守ること・維持するためには、準備が必要な事柄をまとめています。

ぜひ本冊子に記載されていることを在宅療養の方々と一緒に実施していただけますと幸いです。

目 次

1. 在宅療養者の病状の確認と情報の保 管	1
2. 避難行動要支援者名簿の作成と活用	2
3. 避難の手順・避難物品の確認と準備	5
4. 連絡先の共有	7
5. 在宅療養者の室内環境における安全 対策	8
6. 資料編	9

1. 在宅療養者の 病状の確認と情報の保管

在宅療養者が被災したときには、ご自宅のほか避難所で医療支援を受けることがあります。その際に在宅療養者が病状について説明できるよう、予め病歴や薬局で交付される薬の一覧表やお薬手帳などを整理しておくと役立ちます。

合わせてスマートフォンなどで写真をとり、デジタルデータとして保存しておくことも有効です。また、病状等の情報はサービス担当者会議などで、定期的に更新をするようにしましょう。

区では救急医療情報キットを75歳以上の高齢者の方などに配布しており、緊急時の際、救急隊や避難所職員にお渡しすることで、適切な支援につながりますので、ぜひご活用ください。救急医療情報キットについての詳細はQRコードからご確認ください。

救急医療情報キット

※お近くの高齢者あんしんセンターなどで配付しています。

～緊急時に活用できるようにご自宅に備えておきましょう～



既にお持ちの方は救急情報用紙に記載の情報を定期的に更新しましょう！
正しい情報は迅速な救急活動につながります。



※令和4年よりキットの容器のデザインが変更になりましたが、これまでの容器も引き続きお使いいただけます。

最低限書いておきたい在宅療養者の医療情報

- ・病歴
- ・処方されている薬
- ・特に重要な薬

2. 避難行動要支援者名簿について

「北区避難行動要支援者名簿」は、自ら避難することが困難な高齢者等を対象に、平常時の所在確認や見守り、災害時の避難支援や安否確認などに活用するため、北区が作成している名簿です。この名簿には、平常時の名簿と災害時の名簿の2種類が存在します。平常時の名簿は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者（警察、消防、町会・自治会、民生委員、高齢者あんしんセンター）へ提供するため在宅療養者ご本人の同意が必要となります。避難支援等関係者がこの名簿を活用し、平常時から要支援者の所在の確認や見守りなどを行うことで、いざという時の迅速な支援にもつながります。

○名簿登録の要件 区では、名簿の登録要件を以下のとおり定めています。

①区が指定する登録者

（以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。）

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳（1・2級及び体幹の3級）の方
- (3) 愛の手帳（1・2度）の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、名簿登録を希望される方（①に該当する方は除く）

- (1) 75歳以上の単身世帯もしくは
75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

※特別養護老人ホームやグループホーム等に入所されている方は、対象者の所在が明らかであり、災害発生後についても当該施設内にて対応を図ることが可能なことから、名簿の登録対象者から除きます。なお、要配慮者利用施設の入所者は、施設で作成する避難確保計画の対象者として、避難の確保を図ることとしています。

名簿登録の流れ

名簿情報を平常時から避難支援等関係者（警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）、民生児童委員、高齢者あんしんセンター）へ提供することへの同意を確認します。

同意する

同意しない

【平常時】の名簿

避難行動要支援者の所在の確認や見守りなどに活用するため、名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した方のみの名簿

【災害時】の名簿

平常時は区のみが保管し、災害時には、避難行動の支援や安否確認、救助活動などに避難支援等関係者と協力して活用する名簿

「北区避難行動要支援者名簿の手引き」より

災害時の名簿は名簿情報の提供に同意していただいている方も含む全ての要支援者の方が掲載された名簿で、災害発生時または大規模水害などの発生が確実となった際にのみ避難支援等関係者に提供されることから、支援が後手になってしまいうことが懸念されます。このため、北区では災害時の迅速な避難支援に繋げられるよう名簿情報の外部提供への同意をいただき、平常時からの顔の見える関係づくりを推奨していますが、現在、平常時名簿の登録者数は災害時名簿の登録者数の半数にも満たない状況です。

ぜひ、在宅療養の方を訪問した際に、声掛けなどの避難の支援や
避難所等での安否の確認に迅速に対応できる平常時の名簿登録につ
いて、相談してみてください。

名簿登録に関する問い合わせは北区役所福祉部地域福祉課までご連
絡ください。（TEL：03-3908-1295）

3. 避難の手順・避難物品の確認と準備

災害時の大きなポイントの1つとして「避難をするか、しないか」があります。避難時のフローチャートを資料編に記載しているので参考にしてください。

避難するときのために在宅療養者の方と避難手順の作成について検討してみてください。在宅療養者やそのご家族による避難の実施が難しい場合は、日頃から医療・介護関係者と相談して避難の手順について確認しておきましょう。

避難手順には、避難先、移動方法、避難したあとに連絡をする人を書いておきます。

また、避難するときに持ち出すものを、在宅療養者の方と事前に確認し、準備をしていただくことも重要です。避難物品は、懐中電灯やモバイルバッテリーなどの「非常持出品」、衣類、ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシセットなどの「生活用品」、飲料水や「食料品」、普段から服用しているお薬の「常備薬」を持ち出せるように準備しておきます。

「生活用品」や「食料品」は最低3日分用意しておきましょう。

その他、緊急医療救護所および医療救護所では、軽症者の応急処置・応急手当を行います。場所等について事前に確認しておきましょう。

資料編に避難手順、非常時の避難物品リスト、緊急医療救護所等の一覧を掲載していますので参考にしてください。

また、在宅療養者が医療機器を使用している場合は、外部電源を複数確保しておくことが重要です。医療機器を使用している在宅療養者がいらっしゃいましたら医師や訪問看護師に非常時（停電時）のことを予め相談しておいてください。

4. 連絡先の共有

災害時に備えて、在宅療養者がサポートをしてくれる方に対し
て「自分がどこにいるのか」・「どのような状況か」・「何が必要か」
を伝えられるように事前準備として、在宅療養者をサポートしてい
る方の連絡先一覧表を作成しておくことが有効です。

医療機器を使用している方は、医療機器取扱業者の連絡先も控え
ておきます。

連絡先一覧表（例）

名称	機関名	電話番号
かかりつけ医		
病院		
ケアマネジャー		
訪問看護ステーション		
医療機器取扱業者		

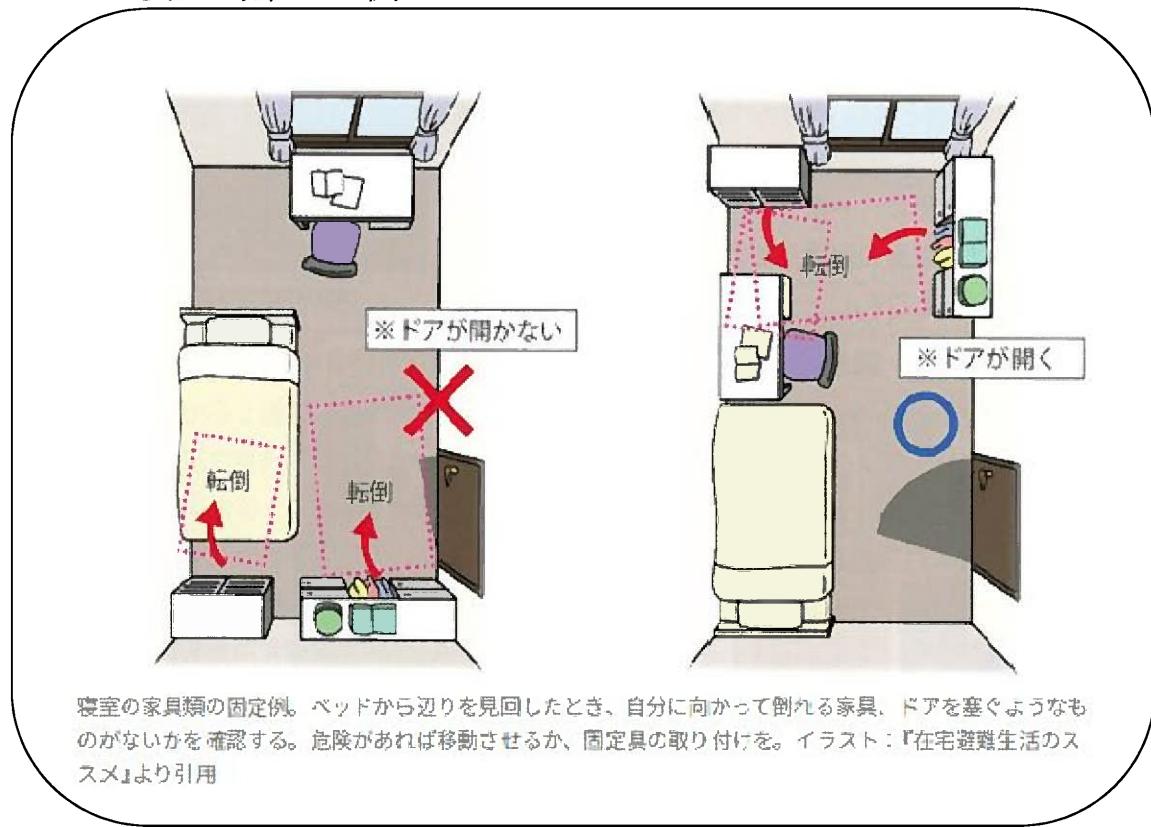
5. 在宅療養者の室内環境における安全対策

在宅療養者のご自宅の室内環境を見直し、安全対策をすることで、被害を減らすことができます。

具体的には、「家具に転倒防止対策をする」、「窓ガラスの飛散防止のためにフィルムやテープを貼る」、「家具が転倒したときに入り口を塞ぐことがないように家具の配置に気を付ける」などがあります。

在宅療養者の室内環境について、見直していただくことも有効です。

安全対策の一例

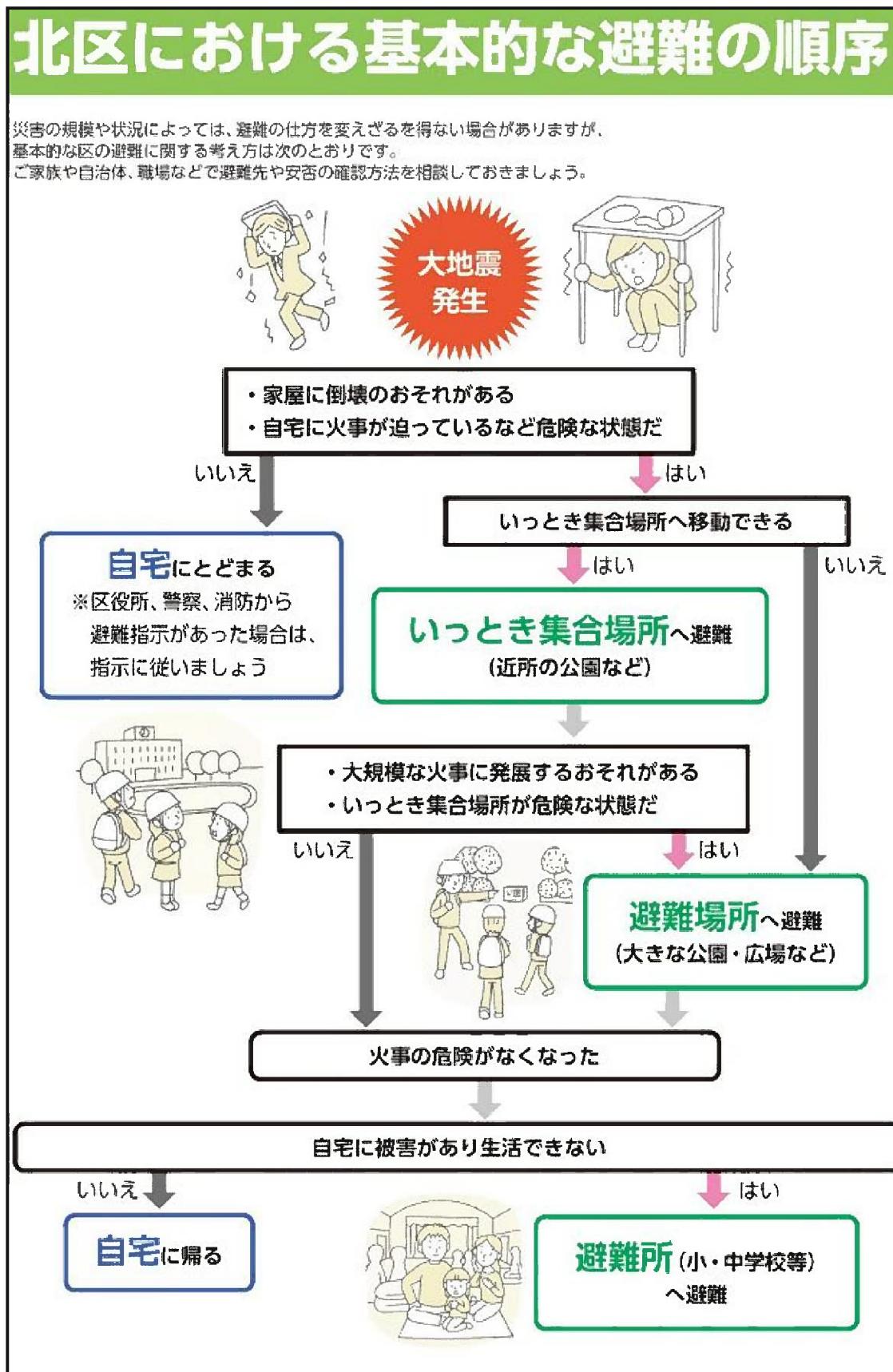


資料編

1. 避難行動フローチャート ······ 10
2. 避難手順書 ······ 11
3. 避難物品リスト ······ ······ 12
4. 医療救護所について ······ ······ 13
5. 連絡先一覧表 ······ ······ ······ 15

1. 避難行動フローチャート

- ・地震等



※北区防災地図より

2. 避難手順書

避難手順書

避難先：

移動方法：

避難した後の連絡先（ケアマネジャー・主治医など）

3. 避難物品リスト

避難と非常袋

ガスの元栓・電気のブレーカーを切ってから、 非常袋をもって避難する

避難する前に火の始末は確実にしてください。暖房器具は電源を切り、コンセントを抜きます。
電気のブレーカーは、漏電や電気復旧時の火事の原因になるため、切れます。

① その日に備えて 非常袋を用意する

避難する時に持ち出すものを、自分が持てる重さで用意します。
玄関近くや寝室・車のトランクなどに置き、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

非常持出品

- 懐中電灯 携帯ラジオ
- モバイルバッテリー 通帳・印鑑
- 身分証(免許証・保険証)
- おくすり手帳 現金

生活用品

- ティッシュ・新聞紙
- 齧磨きセット ビニール袋
- 雨具 おむつ 生理用品
- 衣類 タオル

食料品

- ドライフーズ 宗養補助食品
- カンパン・缶詰 レトルト食品

非常食品

- 粉ミルク 離乳食 飲料水



非常袋

- 持ち出しやすい袋・リュックなど

常備薬・目薬等

- 常備薬 目薬
- 鎮痛剤・解熱剤

衛生用品

- 消毒薬
- ばんそうこう
- 包帯

その他

- 軍手 ライター
- ラップ

※上記は例です。その他にも個人で非常時、必要なものがあれば備えてください。

生活用品の確保

家に最低3日分の生活用品を備蓄

地震が発生したときは、電気・ガス・水道などの供給が止まるほか、食料品や生活必需品の入手が難しくなる場合があります。

最低3日分、できれば1週間分の備蓄品を用意しましょう。下記は備蓄品の例です。

なお、普段使用している食料品や生活必需品を日常的に少し多めに備えておく「日常備蓄(ローリングストック)」がおすすめです。

① その日に備えて 備蓄品リスト

食品

- 主食(乾麺、レトルトご飯等)
- 主菜(レトルト食品、缶詰等)
- 飲料水(1人1日3L)
- 菓子類(チョコレート等)

生活用品

- ゴミ袋・大型ビニール袋 ラップ
- トイレットペーパー・ティッシュ
- ウェットティッシュ
- 生理用品 使い捨てカイロ
- ライター

必要な方のみ

- 粉ミルク
- 離乳食
- おむつ
- おしりふき
- ペット用品

災害への備え

- 簡易トイレ(1人1日7~8回) 厚手のゴム手袋 懐中電灯 携帯ラジオ モバイルバッテリー
- カセットコンロ カセットポンベ

※北区防災地図より

4. 医療救護所について

緊急医療救護所

発災直後は多くの傷病者が想定されます。傷病者が症状の程度に関わらず病院に集中すると病院の機能が麻痺し、重症者の治療を優先できなくなってしまいます。こうした事態を避けるために区が指定する病院の近接地等に「緊急医療救護所」を設置します。「緊急医療救護所」は、傷病者をトリアージ¹して軽症者の応急処置・応急手当を行います。（中等症以上の傷病者は病院に搬送されます）

医療救護所

発災から 72 時間以降に区が指定する 7 か所の学校避難所に設置し、地域医療が復旧するまでの間、軽症者への対応や避難者の健康相談等を行います。

¹ 傷病者の傷病の緊急度や重症度などを 4 段階で判定して、治療や医療機関への搬送の優先順位を決めること

緊急医療救護所

東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56
花と森の東京病院	北区西ヶ原 2-3-6
明理会中央総合病院	北区東十条 3-2-11
赤羽中央総合病院	北区志茂 1-19-14
王子生協病院	北区豊島 3-4-15

医療救護所

西浮間小学校	北区浮間 2-7-1
赤羽岩淵中学校	北区赤羽 2-6-18
桐ヶ丘中学校	北区桐ヶ丘 2-6-11
明桜中学校	北区王子 6-3-23
十条富士見中学校	北区十条台 1-9-33
滝野川第五小学校	北区昭和町 3-3-12
飛鳥中学校	北区西ヶ原 3-5-12

5. 連絡先一覧表

連絡先一覧表

名称	機関名	電話番号

※「自分がどこにいるのか」・「どのような状況か」・「何が必要か」を伝えましょう。